

議案第 1 2 号

岩倉市介護保険条例等の一部改正について

岩倉市介護保険条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 2 7 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市介護保険条例等の一部を改正する条例

(岩倉市介護保険条例の一部改正)

第1条 岩倉市介護保険条例（平成12年岩倉市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和2年度」に、「22,200円」を「17,800円」に改め、同条第3項中「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和2年度」に、「22,200円」を「17,800円」に、「33,500円」を「29,700円」に改め、同条第4項中「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和2年度」に、「22,200円」を「17,800円」に、「43,000円」を「41,600円」に改める。

(岩倉市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 岩倉市介護保険条例の一部を改正する条例（平成31年岩倉市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、市長が規則で定める日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の岩倉市介護保険条例第4条の規定は、令和2年度分の保険料率から適用し、令和元年度分までの保険料率については、なお従前の例による。